

水資源保全全国自治体連絡会の活動について

水資源保全全国自治体連絡会は、会則第4条に基づき、会員相互による情報の交換と共有化を進めるため、下記のような活動を展開する。

記

- 1 水資源保全全国自治体連絡会担当者会議
期日 平成27年1月又は2月頃
場所 東京都内（予定）
- 2 水資源保全に関する条例の制定状況等調査
- 3 水資源保全の推進に係る事業の実施
- 4 勉強会の開催

【参考】水資源保全全国自治体連絡会会則 第4条抜粋

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 地下水環境に関する各種情報の収集、発信等による情報共有化の推進に関する事項
- (2) 地下水環境の健全化に関する意識啓発及び保全機運の醸成事業の実施に関する事項
- (3) 地域の実情に応じた統一的な施策の実施に関する事項
- (4) 国への要請活動に関する事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、前条の目的を達成するために必要な事項